

令和4年5月27日

保護者様

京丹後市教育委員会

学校における児童生徒のマスク着用について

平素は本市の教育活動に対し、多大なるご理解とご支援をいただき誠にありがとうございます。

さて、文部科学省からの「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」の連絡を受け、本市における対応を以下のとおり変更します。

マスクの着用は引き続き基本的な感染対策であることを踏まえた上で、**熱中症対策を優先させるものです**。ご理解とご協力をお願いします。

記

1 基本的な考え方

基本的な感染対策の重要性は変わるものではなく、引き続き、地域の実情に応じた基本的な感染対策（「三つの密」の回避「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指消毒」、「換気」等）を徹底します。

2 学校生活においてマスクの着用が不要な場面

- (1) 十分な身体的距離が確保できる場合（人的距離2m）
- (2) 気温・湿度が高い日等、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある時
- (3) 体育の授業及び運動部活動

室内屋内を問わず、熱中症対策を優先し、マスクの着用は不要とします。ただし、身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合はマスクを着用します。

（更衣室や集団で移動する場合等、必要に応じてマスクを着用します。）

- (4) 登下校時
基本的に、登下校時のマスクの着用は不要とします。
ただし、会話を控えることとし、スクールバス利用時は着用することを指導します。
- (5) 休み時間における屋外での運動遊び
マスクの着用は不要としますが、大声での会話は控えるように指導します。
- (6) 屋外での教育活動

（例）交通教室・社会見学・描画スケッチ 等

***上記以外の場合でも、熱中症対策を優先させ、マスクを外すよう指導する場合があります。**

***マスク着用を希望する児童生徒に対しても、熱中症対策を優先させるため、外すよう指導する場合がありますので、ご理解ください。**

3 人権上の配慮

児童生徒に対して、今回の対応変更について指導する時には、必ずマスク着用の有無による偏見や差別は許されないことを併せて指導します。